

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（215）
2. 日 時：令和2年9月8日（火）16時30分～18時50分
3. 場 所：
  - （1）原子力規制庁10階南会議室
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁  
原子力規制部 研究炉等審査部門  
島村安全審査官、加藤安全審査官
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他13名
5. 議事要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請について、資料1～6に基づき説明があった。
  - （2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - 資料6の森林火災に係る樹木の管理について、1年に1度の管理対象範囲の巡視にて管理すれば、敷地外の森林火災が本原子炉施設に迫った場合でも、安全施設の安全機能は損なわれないとする根拠が不明であることから、その根拠を説明すること。
    - 資料6の竜巻に係る飛来防止対策として行うとしている「重量の増加」、「固縛」、「形状の変更」については、具体的にどのように実施するのか説明がないことから、その詳細を説明すること。
6. 配付資料
  - ・ 原子力機構からの配付資料
  - 資料1 JRR-3の運転再開に係る保安規定の手続きについて
  - 資料2 JRR-3原子炉施設に係る原子力科学研究所原子炉施設保安規定の審査基準適合性の整理について
  - 資料3 許可基準規則への対応と保安規定の関係
  - 資料4 設工認申請書と保安規定の関係
  - 資料5 JRR-3の保安規定における設計想定事象に係る記載について

資料 6 J R R - 3 新規制基準適合に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について

資料 7 設工認その 1 3 で申請した設備機器のうち耐震裕度が厳しいものの保守性について